予防避難エリアにおける避難・屋内退避の考え方 伊方地域の緊急時対応(概要版)



(ケース1)陸路避難を実施する場合

- ▶ 放射性物質放出まで時間的猶予があり、国道197号が使用可能な場合は、陸路による避難を実施
- 自家用車での避難ができる住民は、自家用車により避難経由所(松前公園)に移動の上、松前町 の指示する広域避難所に避難。
- 自家用車等での避難が困難な住民は、一時集結所に移動後、愛媛県が手配するバス等により避難。



(ケース2)陸路避難、海路避難等を実施する場合

- ▶ 放射性物質放出まで時間的猶予があり、国道197号の一部が使用不可であるが、港湾が使用 可能であり船舶が確保できる場合は、陸路と海路による避難を実施。また、ヘリコプターによる避 難が可能な場合には、県等のヘリコプターによる空路避難を併用。
- 一時集結所から大分県等への海路避難は、愛媛県手配の船舶により実施。



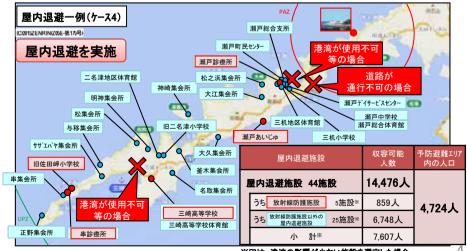
(ケース3)海路避難等を実施する場合

- 放射性物質放出まで時間的猶予があり、国道197号が使用不可であるが、港湾が使用可能で あり船舶が確保できる場合は、海路による避難を実施。また、ヘリコプターによる避難が可能な場 合には、県等のヘリコプターによる空路避難を併用。
- 各一時集結所から大分県等への海路避難は、愛媛県手配の船舶により実施。



(ケース4)屋内退避を実施する場合

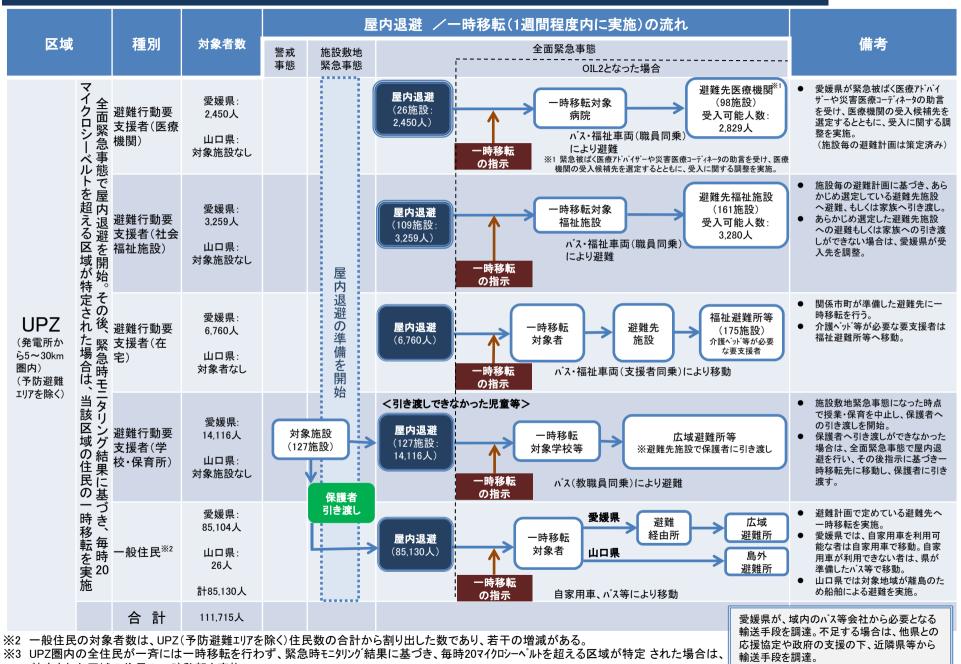
- 放射性物質放出まで時間的猶予があるものの国道197号が使用できず、港湾が使用不可もしくは 船舶が確保できない場合、または放射性物質放出のリスクが高まった場合は、屋内退避を実施。
- 予防避難エリアの住民が屋内退避できる屋内退避施設を確保。
- 予防避難エリアにおいては、伊方町等が約4,700人が生活できる食料及び生活物資等を7日分供給



※印は、津波の影響が少ない施設を選定した場合

伊方地域の緊急時対応(概要版) UPZ圏(予防避難IJアを除く)における屋内退避・一時移転の考え方





特定された区域の住民の一時移転を実施。